

横須賀市監査委員公表

令和8年第5号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和8年2月10日付横須賀市監査委員公表令和8年第1号をもって公表した
財政援助団体等監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありま
したので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年6月10日

横須賀市監査委員	鷹野	加裕子
同	井上	東
同	南	まさみ
同	加藤	ゆうすけ

[よこすか文化パートナーズ]

1 横須賀市文化会館及び横須賀市はまゆう会館の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

- (1) 令和5年4月1日協定締結の「基本協定書の一部を変更する協定書」について、協定締結日が記載されていなかったため、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、市及び指定管理者の「基本協定書の一部を変更する協定書」の確認不足によるものであった。

今後は、各協定書において、記載漏れがないよう、市及び指定管理者で適正な事務処理を徹底することについて、令和8年1月の月例報告会議において、市及び指定管理者で改めて確認を行い、課内職員及び指定管理者に注意喚起を行った。

- (2) 基本協定書の一部を変更する協定書によると、指定管理者は管理に係る業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面により市に申請し、市の書面による承諾を得なければならない。また、書面による承諾を得た場合は、市に委託内容を報告しなければならないとされている。しかし、横須賀市文化会館及びはまゆう会館の令和6年度設備保守業務の第三者委託について、指定管理者は、事前に書面による承認申請をしていたが、申請内容に一部誤り（委託業者名等の記載誤り及び委託業務名等の記載漏れ）のある内容で申請し、市から承認通知書の交付を受けていた。市が交付した承認通知書には、これらの誤りのほか、承認年度の記載誤りがあった。その後、指定管理者から市に提出された令和6年度の事業報告書に添付の業務委託一覧表の中でも一部誤り（委託業者名等の記載誤り）があったが、市は誤りに気付かず受領していた。今後は、第三者委託に関する書面及び事業報告書の受領について市によるチェックを十分に行うとともに、指定管理者に対し適正な第三者委託に関する書面及び事業報告書を作成するよう指導監督を行われたい。

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、市及び指定管理者の第三者委託に関する書面及び事業報告書の確認不足によるものであった。

令和8年1月の月例報告会議において、市及び指定管理者で、今後は、指定管理者が管理業務の一部を第三者へ委託する際、委託申請の書面及び事業報告書の記載内容に不一致がないよう、確認を十分に行うとともに

に、指定管理者に対する適切な指導監督を徹底するなど適切な事務処理に改める旨の確認を行った。

- (3) 物品会計規則によると、課長等は、所管する備品に第2号様式甲による備品整理票をちょう付して整理しなければならないとされているが、横須賀市文化会館4階に設置された備品（救命具）について、備品整理票がちょう付されていなかった。

また、救命具（救助袋）については、法定耐用年数が8年とされているものの、当該救命具（救助袋）は備品整理簿によると、取得年が1972年となっており、メーカーが推奨する実用上の耐用年数10～15年をも大きく超過していることになる。ただし、現地で確認した救命具（救助袋）は型式番号などから備品整理簿上の救助袋とは異なるものと認められ、備品整理簿への登載から現在にいたるまでのどこかで交換した可能性がある。しかしながら、市及び指定管理者は、当該救命具（救助袋）の取得年月日を把握しておらず、取得年月日は不明である。

以上の点を踏まえ、物品会計規則に基づいた備品の適正な管理に加え、救命具等の保守点検及び管理体制について、取得年月日等の情報が適切に把握・整理されるよう、今後の対応を検討されたい。

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、市及び指定管理者の備品の確認不足によるものであった。

令和8年1月に市及び指定管理者で協議し、管理施設内に所在し、備品整理簿に登録されている備品について、市及び指定管理者で、備品整理簿との照合を行い、適切に把握・確認を行った。確認した備品については、備品整理票のちょう付、備品登録の修正・追記等を実施し、物品会計規則に基づく適正な管理を徹底することとした。また、今後も管理施設内に所在する備品整理簿に登録されている備品について、定期的と同様の確認を行うことで、取得年月日等の情報を適切に把握することとし、救命具等の保守点検及び管理体制について、市及び指定管理者で再度確認を行った。

なお、当該救命具は、設置義務のある場所に設置されたものではなかったため、現状の避難経路においても使用されないものであることから、横須賀市消防局に確認したうえで、令和8年3月に撤去した。

[ル・アンジェ株式会社]

1 中央こども園病児・病後児保育センターの管理に係る出納その他の事務
(市)

基本協定書によると、指定管理者は月毎の管理業務の運営状況について市の指定する様式により市に報告しなければならないとされている。令和7年1月分の業務報告書について、指定管理者は正確な内容の報告書を提出したものの、市が誤って決裁文書に作成日、報告書名、管理の期間及び業務実績が異なる内容の報告書を添付して決裁を行っていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、決裁文書に添付した業務報告書の突合確認が不十分であったことによるものであった。今後は、報告書類の記載内容の確認を徹底するなど適正な事務処理に改めるよう、指摘事項の内容及び経緯、再発防止に向けた事務処理方法について、令和7年12月の課内における課長係長会議にて確認し、各係長から係員に周知した。また、課内職員に対して注意喚起を行った。

2 中央こども園病児・病後児保育センターの管理に係る出納その他の事務
(市及び指定管理者)

令和6年度全ての月の業務報告書において、基本協定書の引用条項として「第39条」と記載すべきところ、「第13条」と誤って記載していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、業務報告書の確認不足によるものであった。指摘事項の内容及び経緯、再発防止に向けた事務処理方法について、令和7年12月に市と指定管理者で協議を行い、今後は、報告書類の記載内容の確認を徹底するなど適正な事務処理に改める旨の確認を行った。